

中運自旅一第221号
中運自旅二第160号
中運自貨 第205号
中運技保 第63号
令和2年8月7日

福井運輸支局長 殿

自動車交通部長

自動車技術安全部長

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

標記については令和2年1月31日付け中運自旅一第520号、中運自旅二第2557号、中運自貨第510号及び中運技保第141号「新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について（別添1）」をはじめ繰り返し周知徹底を通知していたところであるが、本年7月下旬頃から新型コロナウイルス感染者の数が全国で急激に増加し、愛知県の「緊急事態宣言」、岐阜県の「第2波非常事態」等管内の各自治体においても新たに独自の感染防止対策が講じられる中、自動車運送事業者においても同時期を境に運転者等の感染報告が急激に増加しており、政府の緊急事態宣言解除以降再び予断を許さない状況が続いていることから、各事業者においてより一層の予防・まん延防止対策をとることが求められる。

一方、本年7月以降に感染報告を受けた自動車運送事業者において、事業者内の感染者を感染源とした集団感染は乗客等利用者も含め発生していないことから、人に触れる箇所のごまめな消毒、飛散防止シートの活用等、現在各事業者が実施しているまん延防止対策が一定の役割を果たしていると思われるところであり、今後も当該対策を継続することが重要である。

ついては、これらを踏まえ管内の関係事業者に対し、別添1の内容について再度徹底するとともに、現在各事業者で実施しているまん延防止対策も引き続き実施するよう指導されたい。

加えて、事業者内において感染者が発生した際には管轄の運輸支局に速やかに報告するよう併せて再周知されたい。

なお、別添2により管内の関係事業者団体及び自動車バスターミナル事業者あて通知していることを申し添える。



中運自旅一第520号
中運自旅二第2557号
中運自貨第510号
中運技保第141号
令和2年1月31日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長

自動車技術安全部長

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について（要請）

標記について、別紙1のとおり自動車局安全政策課長から通達があったので了知されるとともに、管内関係事業者に対し周知願います。

また、管内関係事業者より感染等の報告があった際には、速やかに保安・環境課へ報告願います。

なお、別紙2のとおり一般社団法人全国個人タクシー協会中部支部長及び中部霊枢自動車協会会長並びに管内バスターミナル事業者あて通知したので申し添えます。

（別紙2省略）